

寒川町選挙管理委員会告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項若しくは第 75 条第 5 項又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 30 項の規定により、地方自治法第 74 条第 1 項若しくは第 75 条第 1 項又は市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 811

令和 7 年 3 月 3 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光